

不動産調査報告等業務仕様書

1 案件名称

白馬セミナーハウスに関する調査報告書作成業務委託

2 目的及び概要

出資財産の処分方法検討に必要なとなる不動産の調査等を行う。

3 履行期間

契約日から令和8年7月31日まで

4 対象不動産

土地

所 在	長野県北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神 22203 番 77 外
地 目	宅地 外
地 積	5,978.69 m ² (登記簿)
所 有 者	公立大学法人大阪

※詳細は後付、別紙1「土地明細」参照

建物

(主たる建物)

所 在	長野県北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神 22203 番地 77
家屋番号	22203 番 77
種類	保養所
構造及び階層	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建
築年月日	昭和 48 年 11 月新築 (市固定資産台帳) 昭和 49 年 7 月増築 (市固定資産台帳) 昭和 52 年 11 月日不詳増築 (登記簿)
所有者	公立大学法人大阪
延床面積	1階 194.87 m ² 2階 74.56 m ² 合計 269.43 m ² (登記簿)

※詳細は後付、別紙2「建物明細」参照

5 価格時点

令和8年7月1日

6 業務内容

- (1) 対象不動産の調査報告
- (2) 対象不動産の調査報告書の作成
- (3) その他、前各号に付随する業務

7 基本的処理方針

受注者は、本業務を実施する場合において、不動産鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和39年1月14日政令第5号）、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年3月28日建設省令第9号）、不動産鑑定評価基準（平成26年5月1日一部改正）、不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成26年5月1日一部改正）等の法令、規程及びこの仕様書等に適合したものとすよう、正確かつ誠実に業務を処理しなければならないものとする。

8 業務責任者

(1) 契約書第19条第1項により定める業務責任者は、不動産鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）に基づく登録を受けている不動産鑑定士（以下「不動産鑑定士」という。）であって、次の各号に該当するものでなければならない。

- ①受注者又は受注者の使用人であること。受注者が法人である場合は、その役員又は使用人であること。
- ②対象不動産の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
- ③不動産の鑑定評価に関する法律第16条第2号から第5号に該当しない者であって、被補助人でないこと。
- ④配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族が対象不動産の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
- ⑤対象不動産の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者の代理人、後見人、保佐人若しくは補助人、又は後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人でないこと。
- ⑥前5号に掲げる者のほか、対象不動産の調査の公正を妨げる事情があると認められる者でないこと。

(2) 契約書第19条第1項の規定により発注者に通知された業務責任者が適格であると認められないときは、受注者は発注者と協議の上、速やかに他の者を当てなければならない。

9 調査報告によって求めるべき価格等

(1) 調査報告によって求める価格は、次の各号に掲げる条件をみたした価格とすること。

- ①対象不動産に所有権以外の権利又は対象不動産以外の物件が存するときは、当該権利又は当該物件が存しないものとしての価格であること。
- ②事業の施行が予定されることにより、当該対象不動産の土地の価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がなかったものとしての価格であること。
- ③土地利用に関する規制（前号の事業の施行のためのものを除く）の状態を適切に反映した価格であること。
- ④対象不動産の土壌汚染の有無等の影響は価格形成要因からは除外すること。
- ⑤対象不動産の土地は周知の埋蔵文化財包蔵地又は地下埋設物の有無等の影響は価格形成要因からは除外すること。
- ⑥対象不動産の土地の工作物の有無を考慮しないものとしての価格であること
- ⑦対象不動産のアスベストの有無等の影響は価格形成要因からは除外すること。

(2) 調査報告は次に関するものであること。

対象不動産の調査価格

現地不動産事業者等ヒアリング結果（3社以上）

上記ヒアリング等を踏まえた本物件に関する有効な処分方法に関する意見

上記を含む調査報告書の記載項目については本市と協議の上決定すること。

10 その他の依頼条件

(1) 不動産鑑定評価基準（平成26年5月1日改正）、不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成26年5月1日改正）及び別添の「鑑定評価書作成に関する留意事項」に従い、対象不動産についての調査報告書を作成すること。

(2) 調査報告書において、鑑定評価格及びその他の記載事項の決定理由に関し、当該評価格等が決定されるに至った経過及び理由を記載し、必要に応じて採用した資料、鑑定評価の手順等に関する事項を明らかにすること。また、当方の質疑等については、速やかに回答すること。

(3) 対象不動産が地価公示法第2条第1項に規定する公示区域内の土地であるときは、鑑定評価書において、鑑定評価格が同法第8条及び第11条の規定に基づき規準とすべき、評価地と類似する利用価値を有すると認められる標準地の公示価格に照らして、均衡が保たれ適正であることを明らかにすること。

11 現地案内

現地案内の日時や集合場所について、本市担当者と調整の上決定する。

また、受注者において現地を確認する場合は、土地所有者等に配慮を要する場合があるため、必ず事前に本市担当者に連絡してから行うこと。

12 成果物

- (1) 受注者が提出する成果物は、以下の各号に定めるものとする。
 - ①調査報告書及び付属資料 1部
 - ②前1号の副本 2部
- (2) 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を、成果品を引き渡した日から5年間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

13 再委託の禁止等

- (1) 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。ただし、開発法における開発想定図の作成業務、工作物（地下埋設物を含む）の撤去費用及び土壌汚染の除去費用の見積業務等は、契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」と解釈しない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 その他

- (1) この仕様書に定める期間の定めに関して日数の定めのある場合、当該日数に大阪市の休日を定める条例（平成3年12月24日 条例第42号）に規定する休日の日数は算入しない。
- (2) 受注者は、この仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書によりがたい事由が発生したとき及びこの仕様書に記載のない事項については、監督職員と速やかに協議し、指示を受けるものとする。

(添付資料)

別紙1・別紙2・位置図・住宅地図・登記全部事項証明書・公図・建物図面

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（副首都推進局総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（副首都推進局総務担当）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の副首都推進局総務担当（連絡先：06 - 6208 - 9514）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

別紙 1

土地明細

都道府県	市町村	字	地番	地目	地積(m2)
長野県	北安曇郡白馬村大字神城	字山ノ神	22203番77	宅地	1,872.82
長野県	北安曇郡白馬村大字神城	字山ノ神	22203番76	宅地	1,928.87
長野県	北安曇郡白馬村大字神城	字山ノ神	22203番128	原野	370
長野県	北安曇郡白馬村大字神城	字山ノ神	22203番45	原野	732
長野県	北安曇郡白馬村大字神城	字山ノ神	22203番44	原野	1,075
合計					5,978.69

別紙 2

建物明細

(主たる建物)

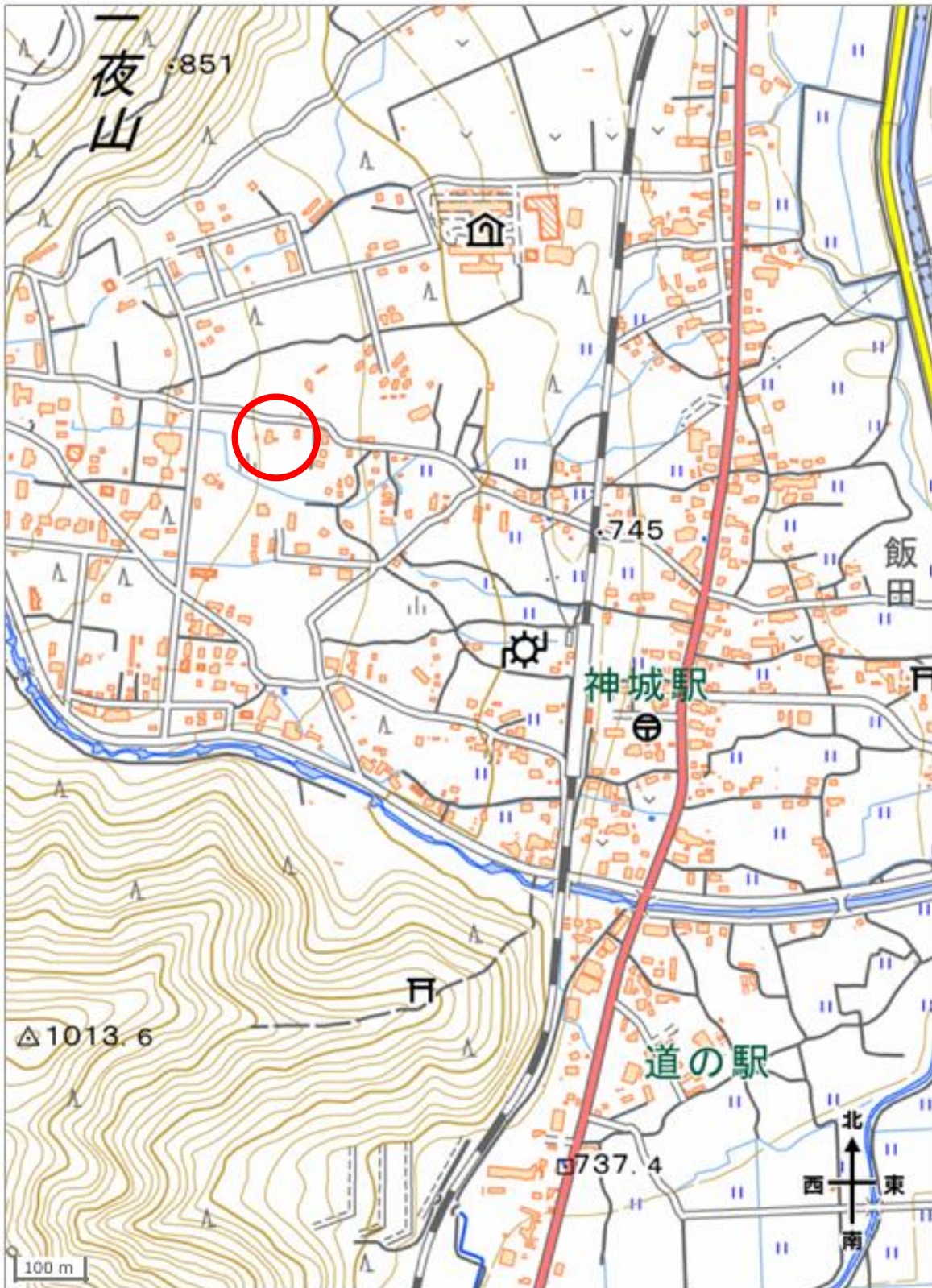
建物名称	所在	家屋番号	種類	構造	床面積	建築年月日
白馬セミナーハウス	長野県北安曇郡白馬村大字神城 字山ノ神22203番地77	22203番77	保養所	木造垂鉛メッキ 鋼板ふき2階建	1階 194.87 m ² 2階 74.56 m ² 合計 269.43 m ² (登記簿)	昭和48年11月新築(市固定資産台帳) 昭和49年7月増築(市固定資産台帳) 昭和52年11月日不詳増築(登記簿)

(上記附属建物)

建物名称	所在	符号	種類	構造	床面積	建築年月日
物置	同上	1	物置	コンクリート・ブロック造 陸屋根平家建	14.45 m ² (登記簿)	昭和55年10月日不詳新築(登記簿)
物置	同上	2	物置	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	13.96 m ² (登記簿)	年月日不詳新築(登記簿)

位置図

地理院地図
GSI Maps



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年11月8日	不動産番号	1006000240056
地図番号	D ³ 14-4 D ³ 24-2	筆界特定	余白		
所在	北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22203番77	原野	1183		余白	
余白	余白	1908		③錯誤 〔昭和55年8月28日〕	
余白	宅地	1872	82	②昭和48年11月3日地目変更 昭和50年月日不詳一部地目変更 ③22203番77、同番280に分筆 国土調査による成果 〔平成9年3月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月8日	

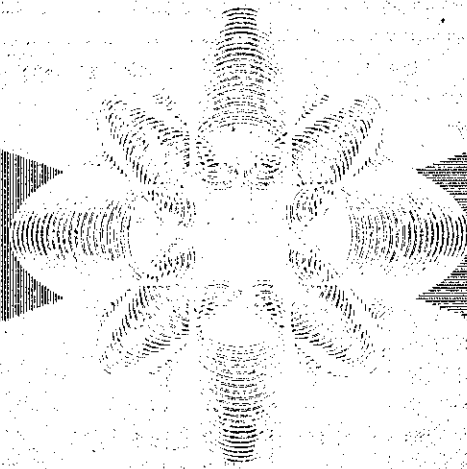
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	昭和49年12月9日 第3542号	原因 昭和49年12月2日寄付 所有者 大阪市 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月8日
2	所有権移転	平成25年1月21日 第269号	原因 平成24年4月1日出資 所有者 大阪市住吉区杉本三丁目3番1/3-8号 公立大学法人大阪市立大学
3	所有権移転	平成31年4月1日 第1678号	原因 平成31年4月1日合併 所有者 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-6 01号 公立大学法人大阪
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和7年3月7日 第1139号	原因 令和7年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所法人識別事項 大阪市城東区森之 宮一丁目6番85号3階 会社法人等番号 1200-05-0208 03



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

COPY



1
1
0
0

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(長野地方法務局大町支局管轄)

令和8年1月8日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K6-3048 (1/6)

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年11月8日	不動産番号	1006000240055
地図番号	D ³ 14-4 D ³ 24-1.2	筆界特定	余白		
所在	北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22203番76	原野	1183		余白	
余白	余白	1991		③錯誤 〔昭和55年6月17日〕	
余白	宅地	1928	87	昭和50年月日不詳一部地目変更 ③22203番76、同番279に分筆 ②平成5年12月1日地目変更 国土調査による成果 〔平成9年3月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年8月14日 第4072号	原因 昭和55年8月13日売買 所有者 大阪市 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月8日
2	所有権移転	平成25年1月21日 第269号	原因 平成24年4月1日出資 所有者 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号 公立大学法人大阪市立大学
3	所有権移転	平成31年4月1日 第1678号	原因 平成31年4月1日合併 所有者 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-601号 公立大学法人大阪
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和7年3月7日 第1139号	原因 令和7年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所法人識別事項 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階 会社法人等番号 1200-05-020803



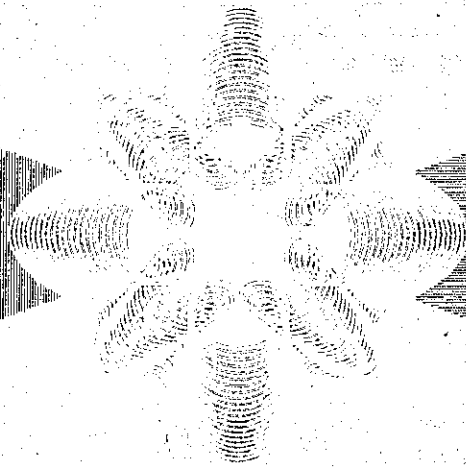
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

COPY

2024

2024



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(長野地方法務局大町支局管轄)

令和 8 年 1 月 8 日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは採消事項であることを示す。

整理番号 K-6-3-0-4-8 (2/6)

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年11月8日	不動産番号	1006000236793
地図番号	D ³ 14-3.4 D ³ 2 4-1.2	筆界特定	[余白]		
所在	北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
22203番128	原野	360	22203番75から分筆 〔昭和55年9月8日〕		
[余白]	[余白]	370	③錯誤 国土調査による成果 〔平成9年4月1日〕		
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月8日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年9月26日 第4820号	原因 昭和55年9月17日売買 所有者 大阪市 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月8日
2	所有権移転	平成25年1月21日 第269号	原因 平成24年4月1日出資 所有者 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号 公立大学法人大阪市立大学
3	所有権移転	平成31年4月1日 第1678号	原因 平成31年4月1日合併 所有者 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-6 01号 公立大学法人大阪
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和7年3月7日 第1139号	原因 令和7年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所法人識別事項 大阪市城東区森之 宮一丁目6番85号3階 会社法人等番号 1200-05-0208 03



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長野地方法務局大町支局管轄)

令和8年1月8日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-6-3-0-4-8

(3/6)

COPY

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年11月8日	不動産番号	1006000240035
地図番号	D ³ 24-1-2	筆界特定	余白		
所在	北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22203番45	原野	485		余白	
余白	余白	749		③錯誤 〔昭和55年6月6日〕	
余白	余白	732		③錯誤 国土調査による成果 〔平成9年4月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年9月26日 第4820号	原因 昭和55年9月17日売買 所有者 大阪一市 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月8日
2	所有権移転	平成25年1月21日 第269号	原因 平成24年4月1日出資 所有者 大阪市住吉区杉本二丁目3番13-8号 公立大学法人大阪市立大学
3	所有権移転	平成31年4月1日 第1678号	原因 平成31年4月1日合併 所有者 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-6 01号 公立大学法人大阪
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和7年3月7日 第1139号	原因 令和7年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所法人識別事項 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階 会社法人等番号 1200-05-020803



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長野地方法務局大町支局管轄)

令和8年1月8日
大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-63048 (4/6)

COPY

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年11月8日	不動産番号	1006000240034
地図番号	D ³ 24-1.2	筆界特定	余白		
所在	北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22203番44	原野	694		余白	
余白	余白	1064		③錯誤 〔昭和55年6月6日〕	
余白	余白	1075		③錯誤 国土調査による成果 〔平成9年4月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年9月26日 第4820号	原因 昭和55年9月17日売買 所有者 大阪市 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月8日
2	所有権移転	平成25年1月21日 第269号	原因 平成24年4月1日出資 所有者 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号 公立大学法人大阪市立大学
3	所有権移転	平成31年4月1日 第1678号	原因 平成31年4月1日合併 所有者 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-6 01号 公立大学法人大阪
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和7年3月7日 第1139号	原因 令和7年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所法人識別事項 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階 会社法人等番号 1200-05-020803



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長野県地方務局大町支局管轄)

令和8年1月8日

大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは其消事項であることを示す。

整理番号 K-63048 (5/6)



表題部 (主である建物の表示)		調製	余白	不動産番号	1006010023413
所在図番号	余白				
所在	北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神 22203番地77			余白	
家屋番号	22203番77			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
保養所	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階	194.87	年月日不詳新築	
		2階	74.56	昭和52年11月日不詳増築 〔平成23年8月30日〕	

表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	コンクリートブロック造陸屋根平家建	14.45	昭和55年10月日不詳新築 〔平成23年8月30日〕
2	物置	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	13.96	年月日不詳新築 〔平成23年8月30日〕
所有者	大阪市			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成25年1月21日 第268号	所有者 大阪市
2	所有権移転	平成25年1月21日 第269号	原因 平成24年4月1日出資 所有者 大阪市住吉区杉本三丁目3番13-8号 公立大学法人大阪市立大学
3	所有権移転	平成31年4月1日 第1678号	原因 平成31年4月1日合併 所有者 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-6 01号 公立大学法人大阪
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和7年3月7日 第1139号	原因 令和7年1月1日主たる事務所移転 主たる事務所法人識別事項 大阪市城東区森之宮一丁目6番8-5号3階 会社法人等番号 1200-05-0208 03



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(長野地方法務局大町支局管轄)

令和8年1月8日
大阪法務局北出張所

登記官

辻 常 晴



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K-6.3.0.4-8 (6/6)

1/1

COPY

公用

登記年月日：平成23年8月30日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(長野地方広務局大町支店管轄)

令和8年1月8日 大阪法務局北田支所

登記官

社審判

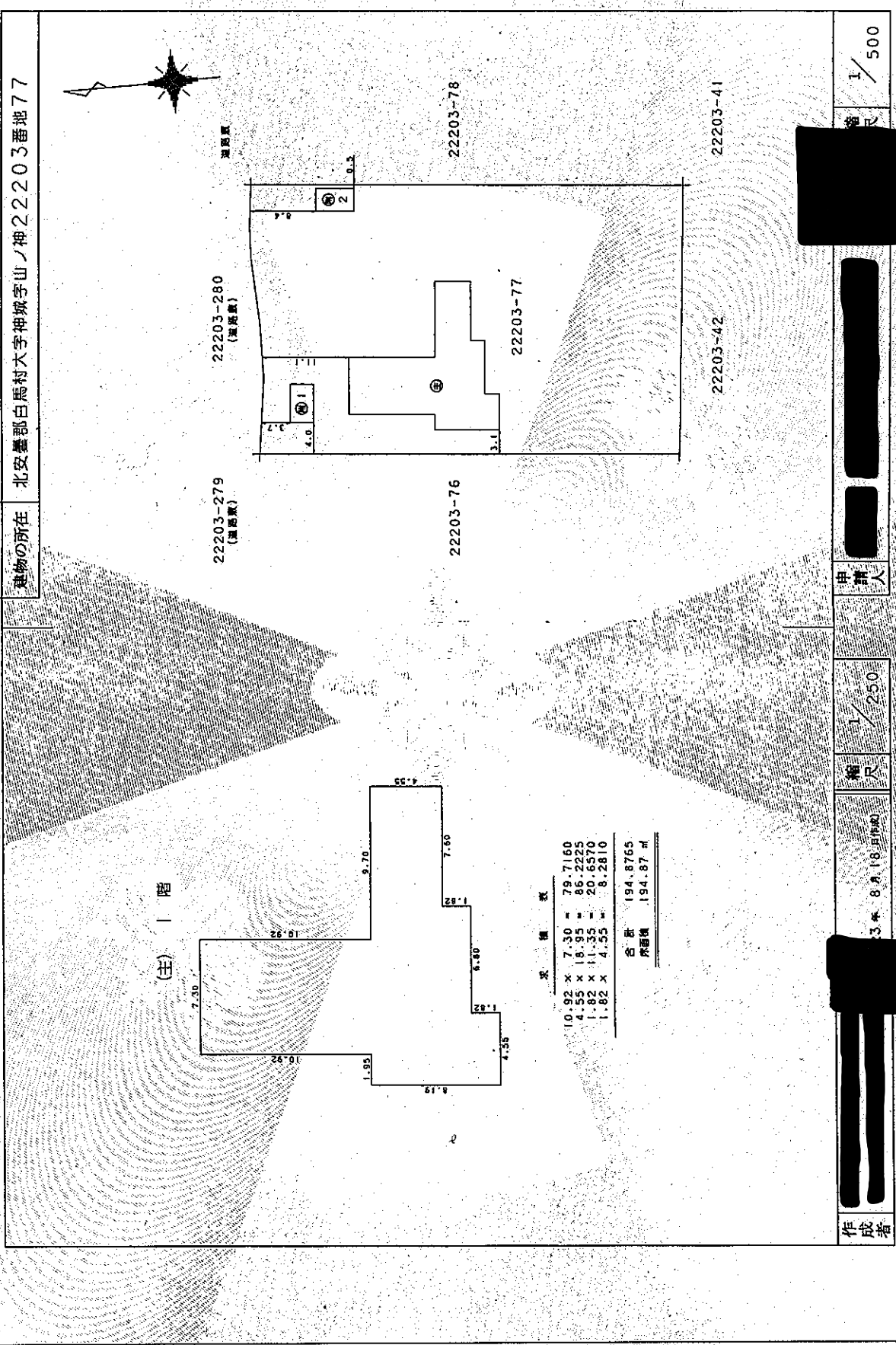


請求番号：6-5 (1/2)

建物図面 各階平面図 1/2

家屋番号 22203-77
建物の所在 北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神22203番地77

各階平面図



作成者 [Redacted]
3年 8月18日作成
縮尺 1/250

申請人 [Redacted]
縮尺 1/500

登記年月日：平成23年8月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(長野地方支務局大町支局管轄)
令和8年1月8日 大蔵法務局北信基所

登記官

法務局

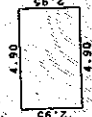


建築物各階平面図 2/2

家屋番号 22203-77
建築物の所在 北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神22203番地77

各階平面図

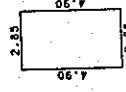
(附1) 1階



床面積 14.4550

2.95 x 4.90 = 14.4550

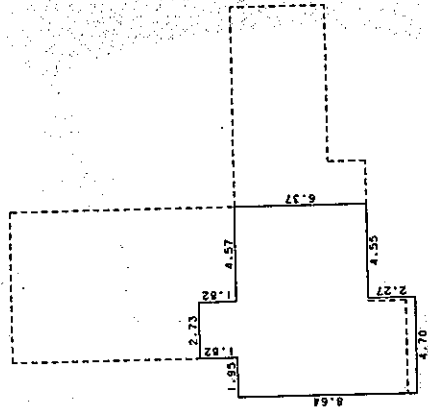
(附2) 1階



床面積 13.9650

4.90 x 2.85 = 13.9650

(主) 2階



床面積 74.5601

1.82 x 2.73 = 4.9686
6.57 x 4.70 = 30.9225
2.27 x 4.70 = 10.6690

合計 74.5601
床面積 74.56.㎡

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

23年8月18日(印)

作成者

白馬セミナーハウス 現地写真



